

ネットとうほく 2022 (検) 第5号-1
2022年(令和4年)7月21日

〒151-0053
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
東日本旅客鉄道株式会社 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライトシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477
URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



照 会 書

消費者市民ネットとうほく(以下、当団体という)は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に係わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成29年4月25日に内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

この度、当団体に、貴社が発行するJR東日本旅行券を保有していた者が、これを使用しようとしたところ、貴社より、同旅行券は既に2020年4月30日をもって廃止となっており、払戻期間も同年5月1日から2021年11月30日をもって終了したとの説明を受けたとの情報が寄せられました。

そこで、JR東日本旅行券について、下記のとおり照会いたします。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、本書面到達後2か月以内を目処に、下記照会事項に対するご回答を文書にて上記連絡先宛に送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件に関する当団体の活動、及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

記

【照会事項】

- 1 資金決済に関する法令上、払戻手続の対象となる前払式支払手段の保有者のうち、払戻手続に従い申出を行わなかった者は、申出期間が終了した時点で除斥されることとなり、除斥された前払式支払手段については未使用残高から控除され（前払式支払手段に関する内閣府令第4条）、権利実行の手続（資金決済に関する法律第31条）の対象からも除かれることになるが、保有者が前払式支払手段発行者に対して私法上有する債権そのものを消滅させるものではないとされており（株式会社商事法務「実務解説 資金決済法〔第5版〕」286頁及び287頁）。これによれば、本件のJR東日本旅行券についても、上記払戻期間内に払戻手続に従い申出を行わなかった者が、同旅行券発行者である貴社に対して有する私法上の債権は消滅しないものと考えられますが、そのように考えてよろしいでしょうか。
- 2 仮に、本件のJR東日本旅行券について、上記払戻期間内に払戻手続に従い申し出を行わなかった者が貴社に対して有する私法上の債権が消滅しないという場合に、同旅行券発行業務の廃止により、旅行券保有者の貴社に対する履行請求権は履行不能により消滅し、以後は債務不履行に基づく損害賠償請求権または契約解除に基づく原状回復請求権が発生し、貴社は払戻手続によって除斥されたことを理由として請求を拒んではならないと考えられますが（株式会社商事法務「実務解説 資金決済法〔第5版〕」287頁）、旅行券保有者が貴社に対しこれらの請求をした場合には、貴社は損害賠償または原状回復に応じますか。

以上